

延会 九〇

○九月十六日(水) (第十号)

出欠席議員 九一

出席説明員 九三

議事日程 九四

開議 九六

諸報告 九六

議会運営委員長報告 九六

日程第一 一般質問 九七

大森 進君 一二

松山 清君 一三

田村 正秋君 一四

齋藤 巽君 一六

会議時間の延長 一六

(続・一般質問)

齋藤 巽君 一六

日程第二 福生市民体育館条例の一部を改正する条例 一六

日程第三 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例 一六

日程第四 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例 一六

日程第五 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例 一六

日程第六 昭和六十二年福生市一般会計補正予算(第二号) 一七

委員会付託の動議

討論 . . . 反対 遠藤 洋一君、賛成 在原 博君、反対 松山 清君 一七

日程第七 議案第八十三号 昭和六十二年福生市一般会計補正予算(第三号) 一八

日程第八 議案第八十四号 昭和六十二年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号) 一八

日程第九 議案第八十五号 昭和六十二年福生市下水道事業会計補正予算(第二号) 一九

日程第十 議案第八十六号 福生市立福生第七小学校講堂防音改築工事(建築)請負契約 一九

日程第十一 陳情第六十二号 都立川短大を生活科学系大学(四年制)に昇格させるための陳情書 一九

日程第十二 陳情第六十三号 福生市に非核都市宣言を求める陳情書 一九

散会 二〇

○九月二十八日(月) (第十一号)

出欠席議員 二〇

出席説明員 二〇

議事日程 二〇

開議 二〇

諸報告 二〇

議会運営委員長報告 二〇

発言訂正の申し出 二〇

日程第一 議案第七十八号 福生市民体育館条例の一部を改正する条例 二〇

日程第一	議案第七十九号	福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)	原案可決	二〇八
日程第二	議案第八十号	福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)	原案可決	二〇九
日程第三	議案第八十一号	福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例	(審査報告)	原案可決	二一〇
日程第四	議案第八十二号	昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第三号)	(審査報告)	原案可決	二一一
日程第五	議案第八十三号	昭和六十一年度福生市一般会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二一二
日程第六	議案第八十四号	昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	(審査報告)	原案可決	二一八
日程第七	陳情第六十二号	都立立川短大を生活科学系大学(四年制)に昇格させるための陳情書	(審査報告)	採択	二一九
日程第八	陳情第六十三号	福生市に非核都市宣言を求める陳情書	(審査報告)	不採択	二二〇
日程第九	議案第八十七号	昭和六十一年度福生市一般会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二二五
日程第十	議案第八十八号	昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二三五
日程第十一	議案第八十九号	昭和六十一年度福生市老人保健医療特別会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二三八
諸報告	昭和六十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員の選任				二四一
日程第十二	議案第九十号	昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計			二四二

日程第十三	議案第九十一号	昭和六十一年度福生市下水道事業会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二四四
日程第十四	議案第九十二号	昭和六十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について	(審査報告)	原案可決	二四八
日程第十五	議案第九十三号	福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について	(審査報告)	原案可決	二五一
日程第十六	議案第九十四号	福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について	(審査報告)	原案可決	二五二
日程第十七	議案第九十五号	福生市教育委員会委員の任命について	(審査報告)	原案可決	二五三
日程第十八	議案第九十六号	下の川改修その二工事請負契約	(審査報告)	原案可決	二五四
日程第十九	議案第九十七号	都立立川短期大学の生活科学系大学昇格に関する意見書	(審査報告)	原案可決	二六二
日程第二十	閉会中の継続審査申し出について				二六三
日程第二十一	特定事件の継続調査について				二六三
閉議・閉会					二六三

二十一番 東田 正治君
 二十三番 仲村 清信君
 二十二番 宮沢 良一君
 二十四番 村尾 栄次君

一 欠席議員は次のとおりである。

十番 田村 五郎君
 十一番 山崎 新吾君
 十二番 堀 孝一君
 十三番 山崎 新一君
 十四番 赤星 竹入君
 十五番 堀 孝一君
 十六番 井上 寛吉君
 十七番 堀 孝一君
 十八番 林田 虎彦君
 十九番 堀 孝一君
 二十番 堀 孝一君
 二十一番 堀 孝一君
 二十二番 堀 孝一君
 二十三番 堀 孝一君
 二十四番 堀 孝一君
 二十五番 堀 孝一君

第三回市議会定例会開会式（議式録）

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事局長 須崎 進君
 議事係長 島田 幸治君
 臨時速記 樋園 祐子君
 事務補佐員 樋園 祐子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄君
 収入役 高水 八十求君
 企画部長 内田 和雄君
 政務部長 内田 和雄君
 市民部長 小野 光朗君
 建設部長 森田 進君
 教育次長 古谷 正夫君
 福祉部長 生子 国利君
 選挙管理委員会事務局長 月十四篠崎（月）寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第三回福生市議会定例会議事日程

開議日時 九月十四日(月) 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第七十八号

日程第五 議案第七十九号

日程第六 議案第八十号

日程第七 議案第八十一号

日程第八 議案第八十二号

日程第九 議案第八十三号

日程第十 議案第八十四号

日程第十一 議案第八十五号

福生市民体育館条例の一部を改正する条例

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

る条例

昭和六十二年度福生市一般会計補正予算(第二号)

昭和六十二年度福生市一般会計補正予算(第三号)

昭和六十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

昭和六十二年度福生市下水道事業会計補正予算(第

日程第十 議案第八十六号

福生市立福生第七小学校講堂防音改築工事(建築)

請負契約

日程第十一 陳情第六十二—十四号

都立立川短大を生活科学系大学(四年制)に昇格させるための陳情書

日程第十二 陳情第六十二—十五号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十二年第三回福生市議会定例会議事日程

議事日程 九月十四日(月) 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第七十八号

日程第五 議案第七十九号

日程第六 議案第八十号

日程第七 議案第八十一号

日程第八 議案第八十二号

日程第九 議案第八十三号

日程第十 議案第八十四号

日程第十一 議案第八十五号

日程第十二 議案第八十六号

福生市民体育館条例の一部を改正する条例

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

る条例

福生市立非営利市立図書館条例の一部を改正する条例(第二号)

昭和六十二年福生市一般会計補正予算(第三号)

昭和六十二年福生市立川原大さき小学校児童手当条例の一部を改正する条例(第四号)

昭和六十二年福生市立川原大さき小学校児童手当条例の一部を改正する条例(第五号)

午前十時 開会・開議

○議長(村尾栄次君) ただいまから昭和六十二年第三回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(村尾栄次君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。本日の本会議録署名議員の指名を行います。議長において、

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、議長において、

七番 佐藤 慶二君

八番 林 田 武君

九番 在 原 博君

以上三名を指名いたします。

○議長(村尾栄次君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(須崎議事事務局長報告)

一、昭和六十二年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、陳情書の受理について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和六十二年五月分例月出納検査の結果について(別添参照)

六、昭和六十二年六月分例月出納検査の結果について(別添参照)

七、昭和六十二年七月分例月出納検査の結果について(別添参照)

八、昭和六十二年第一回定期監査(工事)の結果について(別添参照)

○議長(村尾栄次君) 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る九月八日開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず、本定例会に提案される議案につきましては、市長から九件の議案が送付されており、一般質問については九名の議員から通告されております。

日程の順序につきましては、先例に倣いまして、お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり各委員会に付託し、審査を願うものと、また、委員の中より、日程第八議案第八十二号及び日程第十一議案第八十五号については即決すべきであるという意見と、付託すべきであるとの意見に分れましたことを、申し添えます。さらに、日程第十二議案第八十六号については、慎重審議の上、即決で願うすることと、議会運営委員会としては決定しております。

次に、会期についてであります。本定例会におきましては、一般質問の通告者九名となっておりますが、市長から提出された案件九件中、条例の一部改正四件、補正予算四件、契約同意一件となっておりますので、本日時間延長の含みを持った上で、できるだけ一般質問を消化していただき、十四日と十六日に本会議、十七日から二十七日まで休会とし、各委員会を開いていただき、最終日を二十八日までの十五日間の会期とすることといたしました。

次に、全員協議会であります。理事者から申し入れがあり、本日の本会議終了後に開催し、協議願うことといたしました。

以上でございますが、議員各位の御協力を賜り、本定例会の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。市議会定例会を開会いたします。お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり九月十四日から九月二十八日までの十五日間と決定いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって会期は十五日間と決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三一般質問を行います。通告の順に従ひ発言を許します。まず六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） 会議規則による、登壇による一般質問をさせていただきます。

月並みな言葉ではありますが、何分にも初めてのこと、言葉使いのまずさとか、あるいは先輩諸議員の質問と重複するところは、ぜひお聞き逃しを願いたいと思います。

それで、まず中学校の給食問題について質問を申し上げます。

最近まちで、中学校の生徒を持っている保護者、特に母親から、非常に多数の方から中学校給食の実現を聞いております。そういう多数の意見ですので、やはり避けては通れない問題だと思ひます。

それでお伺いいたします。

まず、多摩二十六市のうち、幾つの市が実施して幾つの市が実施していないか。

それから、その実施をしていない市は、いかような対応をしているか。特に普遍的または代表的な対応があるならば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

避けて通れない問題である以上、やはり一歩でも前に進むためには、研究する機関、研究会、あるいは検討するための検討委員会、このような機関を設置する考え方が市当局にあるか否か。例えば、検討委員会を設けるならば、その構成はどのようなものを考えていらっしゃるか。

以上が中学校給食問題についての第一回の質問であります。

次に、昼の窓口あるいは出張事務等についてお伺いいたします。

窓口事務は、年間、六十一年度の実績で十万七千ぐらいの件数があるように聞いております。非常に多くの方が市の窓口に見えているわけです。ベストの考え方としては、市の機構は全部、昼休みも機能していることがベストでありますが、ベターの考え方としては、現在戸籍謄本、それからその附票及び印鑑証明、住民票の謄抄本等の事務が行われているようにございますが、これがある程度拡大できないか、拡大するお考えはないかということをお伺いいたします。

また現在行われている屋窓 屋の窓口はどのような取り決めになって行われているのか。いろいろ屋窓に従事されている方のお顔をいろいろ拝見いたしますのでその辺がどのような取り決めによってなされているのかお伺いいたします。それから、出張事務でございますが、これもベストなのは、やはり各地区に出張所を設けていたいただきたいのがベストの考えだと思えますが、いろいろ行政改革の問題とか市の財政等の問題もありましょうし、シュミレーションあるいは試行という意味で、既存の、公設の建物を使った出張事務ができないだろうか。非常に情報機器も今発達しておりますので、やる気になればできるんじゃないかと思えます。それにいろいろな難しい問題が絡んでいるのは承知の上で、一応お伺いをいたします。

次が、老人医療共済制度でございます。いわば医療見舞金で、これにつきましては、過去に各議員さんから質問あるいは要望があったことは承知をしておりますが、たまたま府中市において、シルバー何とか制度というのが発足したようでありまして、この機会をとらえて、市においても何か施策が必要ではないかと考えますので、質問をいたします。

まず、現在三多摩において三市で見舞金制度が施行されております。それに、新しく府中市が共済制度による見舞金を来月から発足すると聞いております。それで伺いたいいたしますのは、実施している三市の制度と府中市の新しい制度とをどの程度おつかみになっているかをお聞きいたします。特に、全額公費負担の制度と共済制度による新しい制度との相違点、メリット、デメリットをどのように考えておられるか、これをお伺いいたします。

それから、府中市の制度を仮に福生市に置きかえる場合、どの程度の財政規模になるだろうか。したがって、その財政規模が、福生市が耐えられるものだろうか、実施できるものだろうかという、予測で結構でございますので、これをお伺いいたします。

また、府中市は福祉基金というものが積み立ててありまして、それによる利子によってこの共済制度を施行するというふうに聞いております。当市には確かそういうような基金の積み立てはないのではないかと思いますけれども、新しく福

祉基金の積み立てに取りかかる考え方があるかないか、これをお伺いいたします。

次に、特別養護老人ホームの件について伺いいたします。

現在福生市の多摩橋のもとに、特別養護老人ホームが建設中で、間もなく完成するように聞いております。この施設につきまして、市はどの程度その概要をつかんでおるか。非常に立派な施設だと聞いておりますが、どの程度市でおつかみになっているかをお伺いいたします。また、この施設と市のかかわり合い、特に入所についてどの程度のかかわり合いを持っているか、以上、お伺いいたします。以上、登壇による第一回の質問を終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 南木議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の中学校給食についてでございますけれども、この件につきましては、教育委員会から御答弁をいたさせますので、よろしく願います。

次に、第二点の職員の事務について、昼休み窓口事務と出張事務等についてでございます。

福生市の昼休み窓口事務につきましては、昭和五十一年十月一日から実施しております。この間、市民の方に御協力をいただきながら、その取り扱い業務を限定し、職員二名の配置と管理職一名の三名で対応させております。取り扱い事務の範囲を広げることは、全庁的に問題が波及することや、職員の配置、人員の問題もあり、当面難しい状況でございます。また出張事務につきましては、市民の方々にとりましては、近くで事務処理ができればよろしいのですが、市の公共施設に職員を派遣して処理させるには、基本となるデータがこの庁舎内で管理しておりますので、その確認が容易ではございません。また、仮に申請だけ受け、翌日交付といたしても、必ず申請を受けた職員を派遣できるとは限らず、プライバシー保護の観点からも、また保護金の取り扱い上の点からも大変難しいわけでございまして、ぜひひとつ御理解をいただきたいと思います。

次に、老人医療共済制度について、制度の概要とその方策についてでございますが、最近厚生省の発表によりますと、日本人の平均寿命がまた伸びまして、世界一を持続し、高齢化が進んでおります。御承知のように、高齢化社会に向ける施設は、ますます重要となってきました。時代にふさわしい社会福祉を求めていかなければならないと思えます。市民が健やかに老いることができ、しかも長生きを喜ぶことのできる、潤いと活力のある社会をつくることが重要でござい

ます。そのためには、諸条件の整備が必要であると考えております。

御質問の制度につきましては、他市における実施状況につきましては、担当の部長より説明いたさせますが、私といたしましては、これらの制度につきましては十分検討、研究をさせていただきたいと思っております。

次に、特別養護老人ホームについて、建設中の施策と市の関係について御答弁を申し上げます。

御承知のとおり、本年十一月開設に向けて建設が進んでおります。本来ですとこのような施設は行政が設置し、対応しなければならぬところですが、これに代わり社会福祉法人の福洋会が国と都の補助を受けて建設している次第でございます。市といたしましては一昨年、建設に当たり議会にお諮りをいたし、必要である旨の意見書を都へ提出しております。今後この施設が開設されますと、家族の施設訪問が頻繁にできることを初め、市民への老人福祉施策上重要な拠点となると思われま。

次に、施設の内容でございますが、入所対象者は六十五歳以上の方であって、身体上または精神上著しい欠陥があるために常時介護を必要とし、かつ居室においてこれを受けることが困難な方を対象とするものでありまして、収入の有無には関係なく入所ができます。しかし、病院ではありませんので、常時医師の手当てを要する人は入所できません。また、入所者の費用負担につきましては、前年の収入により費用徴収がなされます。

次に、施設の規模でございますが、鉄筋コンクリート造三階建ての、延べ床面積が二千七百三十平方メートルでございます。まして、施設基準といたしましては定員が百名で、職員は施設長を初め寮母二十二名、看護婦十二名、調理員六名、マツサージ師ほか総勢四十八名で運営をしていくことになっております。

市民への周知につきましては、市の広報により老人ホームの内容及びオープンについてのPRを行いたいと思っております。なお、入所手続き及び相談は、福祉事務所で行っておりますので、よろしくお願いいたします。答弁に代えさせていただきます。

○教育長（森田 猛君） 自席からお許しをいただきまして、南木議員さんの御質問にお答え申し上げます。

中学校の給食でございますが、これは学校給食法、これは小中合わせてございますが、この法律が義務法ではなくて奨励法であるところにも、ひとつ問題があるんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

御質問の、現在二十六市の中でどの程度ということでございますが、立川、武蔵野、それから三鷹等を加えまして、福

生もちろん入りますが、十二市まだ全然やっていないわけでございます。そのうち、二市はもうやらないと決定してあるところもあるようでございます。それからまた、実施していない市でもミルク、福生はミルクを完全給食をやっているわけですが、ミルクもやっていない市が五市ばかりあるようでございます。福生の場合には昭和五十一年、議会で請願が採択されました、五十一年三月の市議会で採択されたわけでございます。それで、教育委員会といたしましては、これをどのようにするかというところで、なかなか非常に問題が重要であるということ、その方法等につきまして、二年かけて委員会ができたというようなこともあるわけでございます。その当時の名称は、福生市中学校給食問題研究会というような名称をつくりまして、昭和五十三年三月に出発して、実施をしている市の見学、それからそれぞれの教育委員会の意見等を聞いたわけでございます。委員さんの中にはいろいろな方が入っておるわけでございますが、それが解決を見ないまま、教育委員会に任せるということで解散してしまつたような経過があるわけでございます。それだけに、非常にこの問題については慎重にやらなければならないというふうに、私も考えておるわけでございます。

福生も採択されてから大分年月がたっておりますので、この辺で教育委員会にお諮りいたしまして、今南木議員さんのおっしゃいました検討委員会、あるいは研究会等を発足いたしましてやっていったらいいんじゃないかというふうに考えております。またそのときには、議会等にも御相談を申し上げましていろいろやっていきたいと、こう思うので、ひとつよろしくお願いいたします。

○福祉部長（生子国利君） 先ほどの市長の御答弁の補足を申し上げますが、老人医療共済制度の制度とその比較等を申し上げます。

まず、府中市におけるシルバー入院共済というふうな名称を使いまして、この対象者は六十歳以上。内容の方法としましては、まず六十歳から六十五歳までの方は年額千円の個人負担をしていただくと。六十五歳から七十歳未満の方につきましては千五百円、そのうち公費が半分の七百五十円。それから個人の七百五十円。七十歳以上は全額免除ということになります。それで、大体見舞金といたしましては、七日から二十日までが五千円、二十一日から四十日までは一万円、四十一日から六十日までが一万五千円、六十一日から九十日までが二万円、九十一日から百二十日までが三万円、百二十一日から百五十日までが四万円、百五十一日以上になりますと五万円と、これは統一のようでございます。

それで、今現在対象者の有資格者としては、予測しているのは二万三千九百人おるそうです。加入見込みは大体六五%

ぐらゐの加入であろうというこの推定で、一万五千六百人。で、共済の負担をしていただける方というのは、法定的なものを全部除きまして約千人が負担をするということになりまして、先ほどの年額千円と七百五十円を納めるということで、事業費の支出につきましては、平年度で約二千五百万円程度の事業費を見積もっておるようでございます。共済金は年間約百万くらゐの収入でやろうという推計でございます。

そのほかの三市につきましてはちょっと申し上げてみますと、三市につきましては町田、国立、立川が現在行っておるわけですが、同じようでございます。入院七日から三十日、これが町田市と国立が五千円、立川市も同じく五千円。それから町田と国立につきましては三十一日以上は一萬五千元、立川も同じく一萬五千元ですが、立川は、これは三十一日以上六十日までと。それから六十日以上になりますと立川市としては二万円を出すと、こういうふうな実態になっております。

それで、二点目の御質問の公費の関係とのメリットとデメリットでございますが、先ほど府中市につきましては約百万の共済基金をいただきました。二千五百万程度の支出をする。共済制度になりますと、ここでちょっと問題になりますのは、この手続きあるいは手当、保険とかいうふうなことで同じようなシステムでございますので、まず職員の増員をしなきゃならないということで、府中市においては大体二名ないし三名を増員するという考え方のようでございます。福生市に、もし仮にこのとおり置きかえた場合にどうなるかということでございますが、福生の有資格者が今五千八百八十六名でございます。加入見込みとして、推計で三千七百七十七人になると思います。で、共済の負担をしていただく方としては、いろいろ法的とかそういう者を除いて、実際に納めていただけるという方の推計は三百二十四名。これを、保険料を先ほどの申したような金額でまいますと、三十一万五千七百円が年間の収入で、支出が六百一十九万九千二百円という数字になるわけです。ですから三十一万いたしまして六百万を払うということと、これに対する陣容を整えなければならぬという点、ちょっと難しい点もあるんじゃないかというふうに考えますが、ほかの市の場合ですと、立川市のように三段階に分けた日数の入院によって支出だけ引きましますので、事務量としてはそう増加にはならないんじゃないか。

それから費用の点についても、入院者が多くなればそれは問題がありますけれども、現在の推計ではさほど、前回にもお話し上げてありますが、大体二百八十万から九十万ぐらいの金額が支出になるんじゃないかと。これは全部公費負担と。こういう点については、ただ府中市との関係につきましては、府中市は見舞金の額が五万まで出せるというところ

違うんじゃないかと。ほかでは大体立川市でも二万を限度とするということになっていきますので、この差というものが、これは十分検討して、財政と、あるいは陣容、そういうものもよく検討して、このシステムをどちらを取り入れるかという問題もあるし、そういう点については十分研究させていただきたいというふうに考えております。

もう一つ、福祉基金でございますが、府中市では確かにございまして、制度的にあるわけですが、当市としても今後十分こういった財政的な問題、福祉行政というものにつきましては、法的の、以外のものは単費でやる制度がだんだんふえてきますので、これらも十分、これから財政等も検討いたしまして、研究させていただきたいというふうに考えております。

○六番（南木繁男君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございます。

再度の質問でございますが、まず、中学校給食制度につきましては、さらに現在実施している十四市はどういう状況なのか。例えば、残滓がどのくらいあるのか。これは中学生の給食に対する承認と申しますか、許容と申しますか、そういうものを考える一つのよすがになるのではないかと思います。

また、このような実施に向けて、五十一年に研究会が設けられたそうであります。その研究会において保護者、生徒、教員の意向は調査されているか。できたら数的につかんでおられましたならば、その数字をお願いいたします。以上、お願いいたします。

それから、昼窓でございますが、昼窓と出張事務につきましては、この質問を設定した動機というのが、ことしの某月某日、市内の某施設の前で九時に集合する機会がありまして、そのとき折悪しく、急な雨が降ってきたわけです。ドアの外には相当多数の人間が待っております。しかし、その館の職員はそのドアを開けようとはしなかったわけです。待っている、市民か他の市の方か知りませんが、市は親切だから九時には開けてくれるぞというようなことを言っております。ちょっと恥ずかしい思いをしました。それで、もっと市というのは市民に親切であっていいのではないかと。こういうところが、この質問を設定した動機で、市がもっと市民の方へ近づいてもらいたい、またそれによって市民も市政の方に近づいていくのではないかと。この質問を設定した動機でございます。

いろいろ難しい、公金の取り扱いとか人員とかがあると思いますので、この質問についてきょう確答をいただくとは思いませんので要望にとどめますが、やはり、私は熊川に住んでおりますが、熊川から福生市に簡単な証明を取るために